

承認第3号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したから同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和7年5月8日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正するため必要があったからである。



専決第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日

長久手市長 佐藤有美

専決処分の日	令和 7 年 3 月 31 日
専決処分の内容	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長久手市条例第 2 2 号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長久手市国民健康保険税条例（昭和 4 0 年長久手村条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u> とする。 4 （略）	（課税額） 第 2 条 （略） 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 （略）

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4.3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.4万円を超える場合には、2.4万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、4.3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)	た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長久手市国民健康保険税条例の規定は、令和7年

度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 地方税法施行令の一部改正に伴い、適正に国民健康保険税を賦課することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改めること。
(第2条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を改めること。(第23条関係)

3 今後の影響

条例の改正により、国民健康保険税の課税額が年間約348万円増加することが見込まれます。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。